

前橋市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例新旧対照表

改正案		現行	
(手数料の額) 第2条 法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定若しくは <u>同条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定又は法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画若しくは長期優良住宅維持保全計画の変更</u> の認定を申請する者(以下「申請者」という。)は、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。		(手数料の額) 第2条 法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定又は法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の <u>変更</u> の認定を申請する者(以下「申請者」という。)は、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。	
種別	建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)全体の住宅(法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。)又は住戸の数	工事の種別	建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)全体の住宅(法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。)又は住戸の数
金額		金額	
省略		省略	
新築以外	省略	増築又は改築	省略
注 新築以外とは、増築、改築又は法第2条第3項の維持保全を行う場合をいう。		注 この表において「型数」とは、同一の形状、面積、位置、仕様等の住戸の種類の数を用いる。	
2 申請者は、当該申請に係る建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。)の場合においては、前項の手数料のほか、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額に、4,200円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加算した額の手数料を納付しなければならない。		2 申請者は、当該申請に係る建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。)の場合においては、前項の手数料のほか、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額に、4,200円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加算した額の手数料を納付しなければならない。	
種別	建築物全体の床面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。)	工事の種別	建築物全体の床面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。)
金額		金額	
省略		省略	
新築以外	省略	増築又は改築	省略
注1 「型数」とは、同一の形状、面積、位置、仕様等の住戸の種類の数を用いる。		注 この表において「型数」とは、同一の形状、面積、位置、仕様等の住戸の種類の数を用いる。	
2 「新築以外」とは、増築、改築又は法第2条第3項の維持保全計画を行う場合をいう。		3 省略	
3~7 省略		3~7 省略	
8 法第18条第1項に規定する容積率の特例の許可を申請する者は、16万円の手数料を納付しなければならない。			